



安曇野市役所職員の募集

平成21年4月採用の市職員（上級・中級）の採用試験を次のとおり実施します。初級試験（行政）は、9月末の予定。詳細については、別途お知らせします。

■試験日程・内容

第1次試験

日程 6月29日（日）

場所 堀金総合支所（予定）

内容 教養試験

専門試験または論文試験

第2次試験

日程 7月下旬

内容 面接試験・性格検査

第3次試験

日程 8月初旬

内容 2次面接試験

■受験案内・受験申込書

安曇野市役所本庁舎総務部人事課および各総合支所地域支援課にあります。郵送を希望する場合は、140円切手を同封のうえ、請求してください。また、市ホームページ

からも受験案内などダウンロードできます。

■受験受付期間 6月4日（水）

（6月11日（水）

※受付は土日を除く、午前9時から午後5時

■申し込み 受験申込書に必要事項を記入のうえ、次のいずれかの方法により提出してください。

・持参による方法 安曇野市役

所本庁舎総務部人事課まで持参してください。

・郵送による方法 6月11日必着

（配達記録郵便などで郵送してください）

■総務部人事課・職員担当

（TEL 71・2000 FAX 71・5155）

〒399・8205

長野県安曇野市豊科4932

・46

■試験の種類・試験区分・採用予定人員・受験資格

試験の種類	試験区分	採用予定人員	受験資格
上級 (大学卒業程度)	行政	10名程度	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人で、大学卒業程度の学力を有する人
	社会福祉士	1名程度	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれた人で、社会福祉士の資格を有する人（平成21年3月31日までに取得見込みの人を含む。）
	建築	1名程度	昭和53年4月2日から昭和62年4月1日までに生まれ、大学卒業程度の学力を有する人で、（建築・土木）の専門課程を卒業または平成21年3月までに卒業見込みの人
	土木	2名程度	
中級 (短期大学卒業程度)	歯科衛生士	1名程度	昭和53年4月2日から平成元年4月1日までに生まれた人で、歯科衛生士の資格を有する人（平成21年3月31日までに取得見込みの人を含む。）

- (1) 日本国籍を有しない人も受験できます。（就職が制限されている在留資格の人は除く。）
- (2) 地方公務員法第16条に規定する欠格条項に該当する人は、受験できません。

「介護保険等運営協議会」公募委員の募集

市では、介護保険の適切な運営と高齢者福祉に対する課題などを協議する「安曇野市介護保険等運営協議会」を設置しています。今年度は、3年ごとに改定する「老人福祉計画および介護保険事業計画」を見直す時期にあたり、介護保険サービスの質の確保や向上を図るために、被保険者の立場から加わっていただける委員を募集します。

■応募資格 市内に在住する65歳以上の人

■募集人員 若干名

■任期 委嘱の日から、平成22年3月31日まで（年3・4回開催予定）

■応募期限 6月16日（月）

■申し込み 応募方法は、①氏名・②住所・③連絡先・④年齢・⑤性別・⑥小論文を郵送、持参または電子メールによりお送りください。小論文のテーマは「長寿社会を生きる」。1,200字程度（書式自由）

■選考方法 応募書類により選

考します。選考結果は応募者全員に通知します。

■間穂高健康支援センター内高齢者介護課介護保険係
〒399・8303
安曇野市穂高9181
（TEL 81・1636 FAX 81・0703）
ko-kaigohoken@city.azumino.nagano.jp

友好都市「福岡市東区」との交流事業参加者の募集

市では「安曇（阿曇）族」にかかわる歴史的な背景から、福岡市東区と青少年の相互訪問事業を行なっています。昨年は東区を訪問し、海水浴などを通して交流しました。今年は安曇野市へお迎えすることから、東区の子どもたちと交流する小・中学生を募集します。夏休み期間中、上高地ハイキングやバーベキューを通して、東区の子どもたちと交流を深めてみませんか。

■日程 7月29日（火）～8月1日（金）（3泊4日）

■内容 穂高神社・大王わさび農場・上高地・梓川テプコ館・国営アルプスあづみの公園・

松本城・マレットゴルフ・バーベキューなど（天候による変更あり）

■応募資格および条件 市内に在住する小学5年生から中学2年生

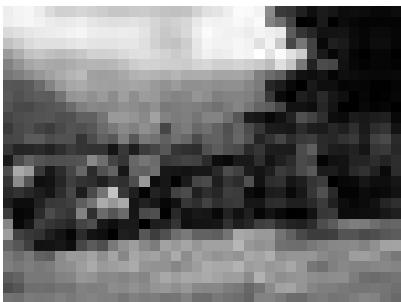
■募集人員 20人（男女各10人）

■参加費用 小学生1万2,000円
・中学生1万8,000円

■応募期間 5月26日（月）～6月20日（金）

■応募方法 電話またはFAXで、住所・参加者名・性別・学校名・学年・保護者名・電話番号を、総務部秘書課都市交流・国際係までご連絡ください。応募者多数の場合は学年、性別ごと抽選となります。

■間穂総務部秘書課都市交流・国際係
（TEL 71・2000 FAX 71・5000）



上高地にて



Information

特設人権相談所開設

6月3日（火）から16日（月）の間、市内4カ所で特設人権相談所を開設します。不当な差別、いじめ、嫌がらせ、隣近所のもめ事、女性や子どもの人権問題などでお悩みの人は、お気軽にご利用ください。相談料は無料で、秘密は固く守られます。

■開設日時と場所 午前10時～午後3時

■相談担当者 人権擁護委員

■間穂総務部人権尊重課（TEL 71・2000 FAX 71・5000）

【市の人権擁護委員を紹介します】

・人権擁護委員とは、基本的人権を守るために法務大臣から委嘱を受けた人です。
順不同・敬称略（6月1日現在）

『人権とは・・・』
人間が人間らしく生きていく権利で、全ての人が生まれながらにして持っている権利です。人権は日本国憲法で、全ての人に保障されています。お互いに相手を思いやり、自分の人権も相手の人権も大切に守りながら、共に幸せに暮らせる社会にしましょう。

【このほかの電話相談案内】

- ・人権相談 長野地方法務局松本支局
（TEL 32・2571）平日午前9時～午後4時
- ・子どものいじめ相談ダイヤル
（TEL 0570・078310）毎日24時間
- ・児童虐待 DV 24時間ホットライン
（TEL 91・2410）毎日24時間